

政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 35 号

政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成 7 年岩手県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（資産等報告書等の提出）</p> <p>第 2 条 県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して 100 日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 預金（当座預金及び普通預金を除く。）<u>、</u>貯金（普通貯金を除く。）<u>及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）</u> 預金、貯金<u>及び郵便貯金の額</u></p> <p>（5）～（10） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（資産等報告書等の提出）</p> <p>第 2 条 県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して 100 日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4） 預金（当座預金及び普通預金を除く。）<u>及び</u>貯金（普通貯金を除く。）<u>預金及び貯金の額</u></p> <p>（5）～（10） [略]</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>（資産等報告書等の提出）</p> <p>第 2 条 県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して 100 日を経過する日までに、議長に提</p>	<p>（資産等報告書等の提出）</p> <p>第 2 条 県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して 100 日を経過する日までに、議長に提</p>

<p>出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 金銭信託 金銭信託の元本の額</u></p> <p><u>(6) 有価証券（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券（株券にあつては、議長が定めるもの）に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 有価証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する有価証券（株券にあつては、議長が定めるもの）に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。次項において「法」という。）の施行の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための県議会の議員の資産等の公開に関する条例第 2 条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び法附則第 3 条第 10 号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。